

公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム 会員規則

(平成30年 3月29日制定)

(令和 2年12月22日改正)

(規則第3号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）規約第3条の規定に基づき、会員の入会、退会に関して必要な事項を規定する。

(入 会)

第2条 コンソーシアムの会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、事務局へ申し込む。

2 加入申込書の記載事項は次のとおりとする。なお、加入申込書に記入された情報は、コンソーシアムからの情報を会員へ通知する際にのみ用いる。

- 一 氏名
- 二 所属、職名
- 三 連絡先住所、電話番号、eメールアドレス
- 四 その他、評議会が会員資格の認定に必要な事項として定めた事項
(入会資格、および、区分)

第3条 コンソーシアムに入会できる者は、次の通りとし、詳細は別途定める。

- 一 調査票情報のオンサイト利用に係る施設（以下、オンサイト施設）の施設責任者
- 二 オンサイト施設の運営に協力する者
- 三 公的統計の提供に携わる者
- 四 オンサイト施設の利用経験がある研究者、もしくは、利用を希望する研究者のうち、公的統計、もしくは、関連分野に関する研究業績を有する者
(会員資格の認定)

第4条 前条の規程に基づき、申込のあった者については、運営委員会で入会資格を審議し、評議会にて入会を認定する。

- 2 入会日は、入会に関する所定の手続きが全て完了した日とする。
- 3 会員資格の認定基準については、内規として別に定める。

(会員への通知)

第5条 コンソーシアムから会員に対して行う通知は、郵便、eメール、または、ウェブサイトにより行う。

(会員登録情報の変更)

第6条 会員は、所属、連絡先等の変更の場合は会員情報変更申込書によって変更事項を事務局宛に提出するものとする。

2 変更届の提出がなく一定期間の間連絡が取れない場合は、コンソーシアムが会員への郵便物、eメール等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

(会員資格の取消)

第7条 会員がコンソーシアムの名誉を著しく毀損し、または、目的に反する行為をした場合、評議会の決議により、会員資格を取り消すことができる。

(退会)

第8条 会員は、退会申込書を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、退会日は退会申込書を受理した日とする。

2 会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。また、退会日は事由の発生した日とする。

一 本人が死亡したとき

二 第6条第2項に定める措置を実施後、1年以内に変更届の提出がなかったとき

三 第3条に定める入会資格を満たせなくなったとき

四 第7条の定めに基づき、会員資格を取り消されたとき

(規則の改正)

第9条 この規則の改正は、運営委員会の議を経て評議会が行う。

附 則

この規則は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月31日から施行する。